

秘守および競業禁止に関する合意書

本秘守および競業禁止に関する合意書（「合意書」）は、20_____年_____月_____日にコロラド州の（本社住所 6890 E. Sunrise Dr, STE 120-241, Tucson, AZ 85750, USA）有限責任会社 LSVT GLOBAL, LLC（「甲」または「LSVT」）と、_____に所在の_____（「乙」または「治療士／療法士／セラピスト」）との間に締結するものです。

甲は、特許および特許申請、実用新案、ノウハウ、商標（後述）、企業秘密、未登録のデザイン権、著作権（訓練教材、DVD、ワークブック、データベース、ソフトウェア、コード、テンプレート、手法、機器・装置、手続き、ならびにそれらのいかなる応用、修飾／変更、改良、派生する作業を無制限に含む）、発明に関する権利、および上記権利の付与またはすべての管轄で生じるその他類似の権利を含むがこれに限らない、一定の知的所有権（まとめて「IPR」と呼ぶ）の所有者です。

甲は、「LSVT」の商標および世界各国で甲の事業に関連して使用される各種商号、商標、デザイン、ロゴタイプ、トレードドレス、およびドメイン名（「LSVT 商標」）を所有します。 LSVT 商標は、各国の法律に基づき登録、未登録、および申請中の権利を成すものです。

本書における乙の定義は、言語療法、理学療法、あるいは作業療法サービスを提供する者を指します。

乙は、甲にとって有益、専有、かつ独自の、著作権保護された知的所有権下にある極秘情報を既に提供され、今後提供されることを認め、これに合意します。

乙は、甲により認定された者のみが LSVT 商標の使用許可を受けるものであること、さらにこれら商標を未許可で使用することは、甲の知的所有権の侵害に当たる可能性があることを認め、これを理解します。

乙は、IPR、LSVT 商標、その他知的所有権下にある極秘情報を甲と競合して不正流用することは、甲に実質的危険を加える行為であることを認め、これに合意します。

乙は、甲の知的所有権下にある情報の機密性維持、および甲の取引関係を侵害しないとの乙による明示的合意なしに、甲は乙に LSVT 手法および技法の伝授に同意しないことを認め、これに合意します。

乙および甲は、LSVT 認定の言語、理学あるいは作業療法士が、LSVT 手法でパーキンソン病およびその他の神経障害・症状を罹患する患者を広範に治療することが、甲、乙、および乙の患者にとって最大の利益となることを認めます。

従って、本書に定める相互の約定および合意、および他の有価約因に基づき、その受理と充足性を認め、両当事者はここに次の通り合意します。

1. 甲は、LSVT 研修および認定研修会（「研修会」）において、パーキンソン病およびその他の神経障害または症状に関連する言語または運動障害を有する個人のための LSVT 手法による治療の具体的訓練を施すことに合

意します。この訓練には、複数の LSVT 研修および研修会バインダー、治療前 LSVT 評価パッケージ、LSVT 研修患者プレゼンテーション、および LSVT 研修および認定研修会スライドを含む、知的所有権下にある極秘情報の伝達および/または著作権保護されている資料の配布あるいは提示が含まれます。

2. 甲は、各患者に言語、理学または作業療法を施すため、LSVT 研修会資料に指定の方法で LSVT 手法を使用する権限を乙に与えるものとします。さらに、パーキンソン病およびその他の神経障害に関連する言語障害を有する個人に治療を施すため、甲から LSVT 治療法使用(「セラピーサービス」)の認定を受けていることを明言する許可を乙に与えるものとします。乙には、セラピーサービスを患者本人に直接提供することのみ許可します。ただし乙は、甲による明示的許可および/または研修によって、直接の臨床治療に代わる、あるいはそれに追加となる、ウェブカメラ、電話、ビデオ電話、LSVT 手法として認められたソフトウェアプログラム、またはその他類似の LSVT 手法として認められたセラピーサービスを提供する権限を認められる場合もあります。
3. 甲は乙に対し、本人のセラピーサービス提供に関連して LSVT 商標を複製、表示、放送、出版、その他の方法で使用する非独占的、譲渡不能の権利とライセンスを与えるものとします。乙は、セラピーサービスに関連して LSVT 商標を記載した冊子、パンフレット、ウェブページ、名刺、および業務用便箋など(「業務用資料」)を作成することができます。甲は、そのような業務用資料の完成あるいは一般公開以前の校閲・承認のため、理にかなう期限で乙に業務用資料の提供を要請することがありますが、この場合不当に承認を拒否することはありません。乙は、甲が承認する形式および方法でのみ LSVT 商標を使用すること、および添付の商標ガイドラインに従うことに合意するものとします。甲は、LSVT 商標に関する独占的所有権およびその他のすべての権利を保有します。乙は、LSVT 商標の使用に由来する無形資産はすべて甲の独占的利益のために効力を生ずるものであることを明示的に認めるものとします。乙は甲からの書面による事前の合意なしに、本合意書で許可される以外に LSVT 商標あるいはその一部をいかなる形でも、またいかなる製品またはサービスにも使用しないこと、さらに甲によるそれらの使用または登録に異議を申し立てないことに合意するものとします。
4. 乙は、次の場合を除き、いかなる目的でも甲の知的所有権下にある、または極秘情報を部外者には一切開示しないことに合意します。乙は、セラピーサービス中に患者または見込み患者に対し LSVT 治療法を提供あるいはそれを説明する場合に、LSVT 研修会で得た情報をすべて使用することができます。特定の資料あるいはその一部を、甲が LSVT 研修会中あるいはその後指定した範囲内でのみ複製し、治療中に患者に提供することができます。乙により患者または見込み患者に提供されるこの種の資料すべてには、次の著作権表示が記載されなければなりません。「著作権 2010 LSVT Global, LLC。無断複写・転載を禁ず。」資料の作成あるいは初版が 2010 年以外の場合、乙はそのいずれかのうち早い方で置き換えることとします。
5. 乙は、LSVT 研修と認定の提供、患者への言語、理学、作業療法の提供、または LSVT 技法を使用した言語、理学、作業療法士の養成のため、甲との競争を目的として、あるいは第三者を甲と競争させることを目的として、LSVT 技法を開示、訓練、教育、指導してはならず、いかなる資料も第三者に提供してはなりません。乙は、複写技術、電子複写、または電子送信を含む LSVT 資料を、他者に提供および/または複製しないことに合意するものとします。

(注： 知的所有権下にある資料に記載のおよび/またはそれに即した具体的な手順の詳細を避ける限りにおいて、LSVT 手法に関する一般的な説明は許可されます。 さらに、言語・音声療法に関連する学位プログラム(例えば、American Speech-Language-Hearing Association [米国発話・言語・聴覚協会] 承認・認定等)を提供する

公認の高等教育機関の教員または臨床指導教官が、正規の授業、学術活動、および研究に関連して LSVT 治療法に関する情報を提供することは許可されます。)

6. 乙は、本書に定める約定および規制は甲に対する回復不能な損害を回避するために必要であり、乙による前述の規定の違反または違反の恐れのある場合、甲は(甲が利用可能な金銭的損害補償を含むがこれに限らない救済に加え)その裁量で、該当する違反または違反の恐れのある禁止、該当の約定または規制の具体的な履行の強制、または該当する違反または違反の恐れに派生して甲に利用可能な救済の取得のため、管轄裁判所において起訴する資格を有することに合意し、これを認めるものとします。
7. 乙は、乙の患者の診察と治療に対する責任はすべて乙に所在し、甲にはそのような診察または乙のサービス提供に関わる役割あるいは責任はないことを認めるものとします。乙は、甲およびその代表役員並びに取締役は LSVT 治療法の研修内容の開発と訓練の提供において、個々の患者のすべての医学的または健康上の状況や状態を予測することはできないことに同意し、乙に対する研修の開発と訓練において甲およびその代表役員並びに取締役は個々の患者のすべての医学的または健康上の状況や状態を予測することはできないことを明記した書面による通知を患者に渡すことに合意するものとします。乙は、セラピーサービスに関わるすべての法的責任から甲およびその代表役員並びに取締役、継承者および譲受人を免責し、これを保障するものとします。
8. 本合意書の改訂は、書面で行い、かつすべての当事者が署名した場合にのみ効力を発するものとし、当事者は本書が合意書の完全で最終的な表現であることを認めるものとします。
9. 本書約定違反の免除は、その後の違反に対する権利放棄を成すものではありません。
10. 本合意書は当事者、その継承者、執行者、管理者、後継者、および譲受人の利益のために効力を生じ、これらを拘束するものです。
11. 乙は、本合意書の不履行に由来する、あるいはそれに関連または起因するすべての、およびすべての類いの損害、罰金、徴収、訴訟、訴訟手続き、苦情、法的措置、および訴訟事実より、甲、その代表役員、取締役、継承者、および譲受人を免責するものとします。これらにはすべての費用、法廷費用、訴訟費用、および理にかなう弁護費用が含まれますがこれに限定はされません。
12. 本合意書の特定の規定の無効性あるいは履行不能性は他の規定の有効性または履行性に影響を与えるものではなく、本合意書はそれら無効または履行不能な規定を除外したと想定して解釈されるものとします。
13. 本合意書はコロラド州法に準拠するものとします。
14. 本合意書は二通あるいはそれ以上に両当事者がそれぞれ署名し、それらすべてを原本と見なし、合わせて一通の合意書を成すものとします。ファクシミリによる署名は原本としての拘束力を持つものとします。

以上の証として当事者は頭書の日付をもって本合意書を締結しました。 _

研修会参加者氏名 (ローマ字 活字体)

研修会参加者署名

日付

代表 LSVT GLOBAL LLC

LSVT 役員